



戦時下日本のジェンダーと朝鮮人の労働¹

エリサ・フェイソン

戦時下の朝鮮人強制労働については、1990年初頭より、日本政府の補償への動きにはずみを受けて関心が高まってきた。1910年から1945年まで大日本帝国を構成した様々な領土の中で、日本の植民地だった朝鮮には、植民地管理と文化的同化政策が最も徹底して適用された。日本帝国によって、日本帝国のために強制労働をさせられた元植民地住民のグループから様々な補償請求がなされている。韓国人のグループは、日本政府に対して最も盛んに補償や謝罪を求めているが、金銭補償や公式謝罪の要求は断固として拒否されている。日本帝国軍に奉仕するため、アジアの大陸や日本占領地域で徴用された朝鮮人従軍慰安婦は、戦時体験で人生を失い、その後も続いた苦境を公表するという努力の結果、国際的関心を最も強く集めた。戦争終結期の数年、日本の紡績工場で働くために徴用された朝鮮人女性数名より、日本政府に対し訴訟も起きている。日本の炭鉱で大日本帝国が強制的に労働させた朝鮮人男性の数もかなりに及び、鉱山を運営していた三井・その他の業者に対し、元労働者より謝罪と補償を要求する訴訟も起きている。² 戦争末期、日本国は、朝鮮人に対して性労働および産業労働への徴用に加え、日本帝国軍への徴兵も行った。1939年、国家の先導した様々な形の強制連行が本格的に始まるが、こうした組織化のルーツは、1910年の韓国併合期に始まり、都市部・日本の支配の広がったその他の地域への朝鮮人の移出の歴史へとさかのぼる。³

近年、女性の強制性労働と男性の産業労働への強制動員の事例は、知識人および一般大衆から最も高い関心を集めている。しかし、日本の総力戦の軍用および産業労働動員の一つの側面である朝鮮人女性・少女の工場労働についての言及は少ない。この論文では、日本の植民地主義と戦時の朝鮮人労働動員に関する文献の増加に注目し、朝鮮の女子教育・同化政策、そうした女子教育を要求した中流階級の理想の女性に対する信頼、また戦時労働動員政策へのジェンダーと階級イデオロギーの応用について検証する。ジェンダーと階級が植民地の被支配者と皇国の政治的関係をかなりの程度決定したということ論ずる。さらに、1937年、中国と戦闘状態に入る頃には、これらの関係は、総力戦動員のための国家の労働力募集の方法の中心だった。階級および教育的な背景は若い朝鮮人女性が工場労働

¹ この論文の長いバージョンは英文で2009年出版予定。(Barraclough and Faison, 2009)

² 日本の鉱山では、朝鮮人の労働募集の初期には、女性も、男性(しばしば夫)とともに地下で働いていた。しかし、朝鮮人の強制徴用が始まる1939年より6年も早く、女性の炭坑での労働は禁止された。Smith (1999:Ch3)参照。

³ 朝鮮から日本の都心への移住民は日韓併合時から1920年後半まで、徐々に増加した。内地の移民が制限されると朝鮮人労働者の流れは満州へと移行する。(Brooks, 1998)

働あるいは軍用性奴隷として動員されるかどうかと強い関係があった。

明治時代から日本国家の男性の市民権は、家長としての権利および義務、投票権を含む政治参加の権利、そして徴兵に焦点があてられていた。日本女性にはこのような権利は一切なく、代わりに、その存在は、良妻賢母の理想にふさわしい能力および関心、つまり女性の役割に対する明白な中流階級概念に従って認識されていた。この理想は、夫の家長としての役割、軍人および市民としての国家への義務を支えることを要求し、また、子供を養育する際は、自己が養育されたようなジェンダーの規範を再生できる能力のある従順な皇国臣民に教育するよう要求された。植民地下にあった朝鮮では、日本の規則の安定化、黙従を推進するため、植民地の管理者および日本政府は、文化同化の奨励の際、こういった男性・女性の市民権の規範を適用した。朝鮮人男性・女性としてふさわしいと思われる正確な性質は、国家の労働の必要性に応じて、植民地における社会不安の回避を目的として決定された。

日本国家は、当時の西洋の帝国主義国と違い、朝鮮との「単一性」を論ずることで、その植民地支配を正当化した。「内鮮一体」のスローガンはこの統一の要求を簡約していた。また、その他の一連の概念（同文同州、一視同仁、家族国家）は両国の文化的家族的絆を強調した。(Meyers, 1984: 97) しかし、1930年後半には、これら単一性をあらわすスローガンのイデオロギー的使用は、総力戦に臨む国家の軍事的・経済的現実と、ときおり衝突しはじめた。植民地支配を正当化しようとするレトリックと労働および人員の動員の実用的必要性との不協和音は、朝鮮人を日本の労働力として統合しようとする可能性を制限した。朝鮮人男性の徴兵のように、国家の必要性とうまくかみあい、植民地民を愛国的な臣民として動員する場合もあった。すなわち、男性市民権の理想は徴兵の権利と義務を含み、朝鮮人男性が徴兵されることは、同化の目的に一致したわけである。また、朝鮮人女性を日本の工場で働くために動員する試みのように、「良妻賢母」のイデオロギーの長期にわたる教化は、家庭的な仕事が最もふさわしい選択であると教えられてきた人々を動員する努力を究極的には妨げる、といった場合もあった。日本人の運営する国民学校で教育を受けたごく少数の朝鮮人女性と少女のみが日本の工場で働く資格があるとみなされ、また同時にこれらの少女たちのみが「良妻賢母」になる能力があるとみなされた。それに反し、貧しい家庭のほとんど教育のない（また普通日本文化へはさらに適応力の少ない）朝鮮人女性は、日朝双方の社会で普及していた女性のあり方の定義の外側に位置した。これら周辺に位置した（しかし数としては多数の）グループは、日本での工場労働の可能性がなく、軍用性奴隷として慰安所での強制的に働かされた可能性が最も高かったようである。

戦前の朝鮮労働と日本の労働動員

台湾は1895年、朝鮮は1910年に日本最初の植民地となり、1945年の戦争終結まで、日本の植民地運営の拠点だった。日本列島と地理的に近く、日本と歴史・文化の共通した認識(小熊, 1995 参照)、また農業および労働資源があることなどを理由に、1920年には、朝鮮は内政的にも、また外国諸国からも、日本帝国の最も重要で目立った部分として浮上っていた。「五族協和」のスローガンは、朝鮮人に日本帝国の日本人に次いで第二の人種(以下、満州人、モンゴル人と続く)であるという特権を与えた。しかし、日本の植民地の中

での地位に関わらず、植民地下朝鮮の、特に借地農家の貧困悪化は、継続的な国外への移植民につながり、日本は最大数の朝鮮移民を受け入れていた。1925年、日本の朝鮮人人口は約15万人だった。1936年、中国戦争の前年にはその数は800万人へとふくれあがっていた。戦争が終わる1945年には、継続する経済の窮乏化と、軍需産業増加の目的で行われた日本国家の強制労働動員政策の結果、日本における朝鮮人人口は優に200万を超えていた。(Weiner, 1994:122, 198) 移植民のほとんどは男性で、また、戦争末期まで朝鮮人の日本での労働動員は、少なくとも労働者の法的な徴用令はなかったという点では、任意だった。

1936年に東京中心部に住む朝鮮人に行われた調査では、3700に近い回答例のほとんど(その地域に住む朝鮮人人口はおよそ4万人)は、朝鮮と比べ、日本の方が仕事をみつけやすく、また高い賃金が払われるため、朝鮮に留まるよりも日本で仕事をする方を望んだと示している。(中川, 1994:182-3) 植民地の農業政策の結果、朝鮮南部州の農村家庭の悲惨な状況が生じ、1940年初頭を通じて移民は現実性の高い選択として見なされ続けた。事実、1942年、朝鮮人200人の雇用を見込んだ日本からの募集人には、全羅南道、慶尚北道のひどい打撃を受けた地域で、約二倍の応募があった。その地域の農村家庭では、農民たちは米の接收政策に苦しみ、家族を養うのに必要な農作物さえ供出せざるをえなかった。同様に、日本の福岡県にあった八幡製鉄所は慶尚北道から受理した180人の応募者の中より130名を容易に動員することができた。応募者の一部に対して行われた調査では、多くが日本でも食糧が乏しいと言うことを知りながら、少なくともなんらかの食料配給があるので朝鮮に留まって餓死するよりはいいと信じ、日本で働きたかったと答えている。また別の応募者は、現状では一家の経済状態を維持できないから、どこか他の土地に出かけ、状況がよくなるかみてみたかった、と述べている。(山田他, 2005:141) 日本に「志願して」仕事を持つというこれらの動機は、朝鮮人にとって現実的な選択の数が限られていたこと、また家族が生き残れるかどうかが移民を含む決定をしばしば要求したことを示している。

朝鮮人の日本への移植民は国家の全体人口のほんの一部である。一方で、1930年から1940年の間に、日本の内地人口は、労働力拡大の目的で国家が推進した出生率増加運動の結果、6400万人から7300万人へと約13%増加した。労働力では、この間に兵力は600%近く(合計1700万の兵力)膨張し、また労働者数は重工業および鉱業を含む軍需産業(89.2%)また製造業および建築業(38.4%)など、男性中心の職種の労働者数が著しく増加した。それに対し、農業、漁業、家事に従事する労働者総数は(それぞれ2%、4.4%、11.6%の割合で)減少した。男性の多くが農業から産業および軍需関係の仕事に移行し、家事に従事していた女性の多くがその仕事からはなれ、男性がいなくなったことで生じた農業の労働力の空白を埋め合わせていたようである。パートタイムのみで農業に従事する女性が多くおり、その数は、田畑を離れて他の種類の仕事に移って行った男性によって生じた労働力の損失を補うには十分でなかった。(US Strategic Bombing Survey, 1947: 48-9)

朝鮮でも同様なパターンが生じ、軍需産業に動員された男性の農作業を代行できるように、総督府の働きかけで共同託児所が設置された。(樋口, 2005: 58) 日本人女性の場合と同じく、朝鮮人女性の動員は、国家によって奨励された「良妻賢母」の理想に基づく中流階級の女性観に基づいて行われた。家庭内の女性にふさわしい役割に関する考え方は、

女性は家庭という領域で国家に奉仕できることも示していた。これは、国家が、ほとんどの女性はこのカテゴリーに入り、一家の稼ぎ手としての家長のいる核家族として形成された家庭をきりもりする能力がある、と信じていたというわけではない。しかし、女性労働に関する政策はこの理想に基づいていた。こういった考えを奨励することは、教育的背景のある女性を集中的に労働動員するのを防ぎ、家庭的な女性の理想を満たせるようにした。

朝鮮の教育と動員

日本国家にとって、朝鮮人女性を労働者として、また 忠実な皇国臣民として動員することは、朝鮮人男性を動員するよりも問題の多い、矛盾したプロセスだった。朝鮮人男性を動員することが容易だったとか、動員の際、男性の臣民としての意味、権利と義務について複雑な妥協が少なかったと言っているわけではないが、日本軍の兵力の不足によって、朝鮮人がまず志願兵の形で入隊し、その後日本帝国軍に徴兵される可能性・必要性があるのは、特に明らかだった。男性には家庭の外で仕事を持つことが期待された。男性にとって、家長としての社会的役割を果たすことと国家に仕えることに矛盾はなかった。一方、女性には、年齢、婚姻の有無、そして教育のレベルを複合的に考慮し、日本国家が、いかに・いつ・どんな種類の労働動員を課するかあるいは課さないかについて、複雑な計算が課された。こうした計算は国家がすべての階級および教育のある女性を動員することをほばんだが、内地での工場労働への動員の条件を明確にした。

男性・女性ともに労働動員の際、特にまた圧倒的に戦争終結期において、暴力的強制連行は確かに使用されたが、日本を含む植民地支配者は、全面的に暴力を用いて臣民を動員したわけではない。実際、日本帝国は植民地下の人々に協力を呼びかけるために、無数のイデオロギーを手段として使用した。日本および朝鮮では、教育機関がこのイデオロギー的動員の中心だった。教育は、愛国心・忠誠心の教化を試みただけでなく、時には国家の必要性に合わせ、法的・強制的特権の可能性を形作り、また制限するために、重要な役割をなした。朝鮮では、国家主導型教育は皇民化戦略に基づいていた。朝鮮での皇民化の努力は、中国との戦争が始まった1937年より強化され、多岐にわたる工夫があり、朝鮮人を神道の慣例および天皇崇拝に参加させることを目的とした宗教改革、「日本語化」運動（日本語教授を優先し、1941年には学校教育のカリキュラムから朝鮮語学習の完全排除に至った）、朝鮮人に日本の名前を用いるように奨励した1940年の家族登録制度の変更などを含む。(Chou, 1996)

皇民化政策は1937年10月に正式に始まり、朝鮮総督府が朝鮮でのすべての集まりに、「皇国臣民の誓詞」を斉唱するように要求した。(Chou, 1996:43) その結果、誓詞は学校の日課の一部になった。朝鮮人の児童にこの誓詞を誓約させるのは、日本で児童に帝国教育勅語を日課として復誦させるのとおおよそ類似する。しかし、勅語では、日本人の子供たちは「我カ皇祖皇宗國ヲ肇ムルコト宏遠ニ徳ヲ樹ツルコト深厚ナリ」を覚え、「祖先ノ遺風ヲ顯彰スル」のが務めであると教えられるが、朝鮮人は、それよりかなり短い誓詞（成人用と簡単な児童用の二つのバージョンがある）で、皇国臣民としての義務を覚えるように言われた。正確には、総督府が、継続的な教化をしないと皇国臣民としての義務を忘れられたり、無視されたり、拒絶されたりするかもしれないと恐れていたということだ。皇

国臣民の誓詞の全文は以下の通りである。

- 一、我等は皇国臣民なり、忠誠以て君国に報ぜん
- 二、我等皇国臣民は 互いに親愛協力し 以て団結を固くせん
- 三、我等皇国臣民は 忍苦鍛錬力を養い 以て行動を宣揚せん⁴

朝鮮人の中で、学校に定期的に通っている子供たちがこの誓詞や「国語」としての日本語学習と使用など、皇民化同化プログラムのその他さまざまな側面で最も影響をうけた。

植民地支配が始まった頃、総督府は、朝鮮の学校制度改革を強引な方法で行った。1911年に、学校に普通、産業、特殊の三分類をもうけ、初等教育4年、以降男子学生は4年、女子学生は3年を義務教育化した。19世紀後期から20世紀初頭まで女子教育を奨励した大多数のキリスト教のミッションスクールは閉鎖されるか、カリキュラムを標準化し宗教教育を制限する条例にならってその運営を制限された。多くのミッションスクールの閉鎖、その他の朝鮮人が運営する学校数の欠乏、総督府側に公立の小学校を新たに開校する能力または意志がないことなどの理由で、1919年就学期の子供たちのうち4%しか公立学校に通っていなかった。1919年の朝鮮独立運動の失敗後、教育政策の徹底した改革運動のあとでさえ、識字率、特に女性の識字率は非常に低いまだだった。(Yoo, 2008: 61-4) 1942年、朝鮮人女性の就学率は33%にとどまり、日本語教育とその使用を実施するために公示された政策にも関わらず、1941年の終わりまでに朝鮮人女性で日本語の基礎的な能力があったのは8%にすぎなかった。(樋口, 2005: 56)

総力戦開始以前の時期、皇民化政策は国家主義およびジェンダー・イデオロギーを取り入れて進められた。これらの同化教育政策は虚弱で未発達なものであったが、この皇民化を考慮して進められた労働動員政策を反映していた。日本国家が行い、朝鮮で奨励または強要された近代改革は、女性に対し、女性をしっかりと家庭と言う領域に位置づけ、国家コントロールの基本的なユニットである家庭の管理を任ず、という新しい見解を含んでいた。良妻賢母のイデオロギーは、女性に家庭の経済を管理し、天皇によって一体化された家長と皇国の双方に忠実で従順な子供を育てることを要求した点で、新しかった。しかし、因習を侮り、自由恋愛を行い、洋装をし、妻また母以外の仕事に憧れ、わかりやすく安定した家族のユニットを望む国家の要求に従うことを拒絶した第一次大戦後の新女性とちがい(Silverberg, 1991/佐藤, 2003)、良妻賢母のイメージは、女性および家族に関してあまり西洋的でない、より伝統的な考えと結びつく要素を含んでいた。

実は、朝鮮の知識人男性の中には、この国家支援の良妻賢母イデオロギーのより保守的な側面が真の「朝鮮人」女性とは何かを明らかにするのに役に立つと感じるようになる者もいた。こうした知識人たちは、真正な朝鮮人女性のあり方が、西洋および日本の植民地政策だけでなく、1920年代都会の街路で、そしてメディアで目立ってきた新しい女性・近代的な少女たちによって脅かされていると考えた。Insook Kwonは「植民地支配のもとで、男性の国粹主義者は新女性の現存する家長制および性的モラルに対する直接的な否定は朝鮮の伝統と結末の崩壊を引き起こすかもしれないと考えた」と説明している。(Kwon, 1998: 395) また張赫宙などの朝鮮の知識人男性は、優柔不断な日本人女性と比べ、明確に

⁴ 成人用の誓詞である。

意見を述べる朝鮮人女性の徳を以前は賞賛していたが、1940年代には、日本の控えめで忠実な良妻を即座に礼賛し、朝鮮人の女性にそのようになるように望んだ。(フジタニ、近刊)

1940年代には、朝鮮人として朝鮮人女性との連携を持つ代わりに、男性として日本の男性植民地支配者とイデオロギーの親和関係を結ぶ、といった朝鮮の知識人男性の方向転換は、植民地政策をより堅固に女性および家族に関する保守的な見方に結びつけるという効果があった。この見方は、家族というユニットを通じて忠誠心と抑制を養って行くという戦略を提供したばかりでなく、朝鮮人男性エリートからの支持を確約した。結果、戦争中日本国は注意深く奨励したジェンダー・イデオロギーのパラミター内でのみ女性労働を動員できた。

国家動員と強制徴用

日本国内では、1939年の国家総動員法は一連の法令をもたらし、労働力の流動性を制限し、国家と産業界が労働者登録制度を通じてより直接的に配置を管理できるようにすることを目的とした。(Gordon, 1985: 266-72) 日本女性を勤労の目的で動員できるという国家の能力は、同時に妻や母として国家のために愛国的義務を果たせ、とするレトリックによって、また労働力不足に対応して広がった出産奨励主義によって制約された。1941年の国民勤労報国協力令は14歳から25歳までの未婚女性に、年間30日間以内の勤労奉仕を法制化した。実際の施行はあいまいであった。政府の官吏たちは、女性を工場に配属することで即座に労働力の不足を解決するよりも、将来の母としての「特別な特徴」をいかに保護するかをもっと心配した。(Faison, 2007:142-5)

朝鮮総督府でも、朝鮮人女性の勤労働員に同様な困難があった。正確には、家族における女性の地位に関する同様のジェンダー・イデオロギーのために、女性を「労働力」としてみることを許さなかった。しかし、戦争が長引き日本の人力および物質資源が限界にいたると、1944年8月、国家は女子勤労挺身勤労令を発令し、1943年から1944年にかけて一連の細かい法令を体系化し、家庭の経済を支えるのに労働を必要としない14歳以上で小学校を終えた未婚の女性を求めた。女子勤労挺身隊は朝鮮でも日本と同時に施行された。(山田他, 2005: 148-9) 女子勤労挺身隊は朝鮮全土にわたって地域で組織された。朝鮮総督府は過剰労働力を把握するのに、生産性の低い朝鮮小自作農の家族を対象に調査を行ったが、女性のすでに暮らしてきた地域での農業以外の過剰労働を動員する努力は特にされなかった。従って、朝鮮人女性も、日本人女性と同様、戦時下の動員規定のもとで、徴兵された男性のかわりに家庭内の農業労働に頻繁に従事していた。朝鮮の戦時下の労働動員について最も詳しい研究をおこなっている歴史学者の樋口雄一は、総督府が朝鮮人女性の労働を集中的に動員するのを控えた6つの主な理由を以下のように述べている。(樋口, 2005:64-5)

1. 朝鮮南部の労働力「過剰」地には女性を多数雇用できる工場がきわめて少なかったこと。
2. 過剰とされた農村女性の大半は既婚者で家庭を持っていたこと、したがって農村の家庭から切り離して遠隔地の工場などへは動員できなかったこと。

3. これらの 女性の大半は学校教育や労働者としての訓練はうけていなかったために即戦力としては使用できなかったこと。
4. 過剰とされたこれらの農家女性の日本語理解率が著しく低かったこと。
5. 女性の家事労働 以外の労働、あるいは農業以外の 外部での労働には男女双方に抵抗があったこと。またそれは、女性は家にいるという強い儒教的な慣習があったことも大きい。
6. 戦時に要請された職種が、鉱山、土木、工場などの重労働で女性に適さなかったこと。

つまり朝鮮人女性は、1939 年の国家総動員法を朝鮮にあてはめても、半島からの強制労働動員のパターンにはうまく合致しなかったわけである。

戦時下の強制労働動員のパターンについては 詳しい記録がのこっている。日本国家は、1939 年から 1942 年にかけて、募集政策に始まる三段階の労働力募集を組織した。第一段階、「募集」は日本の民間業者からの代表が関与して朝鮮総督府の割り当てた地域に旅行し、日本の植民地の農業政策によって最もひどく経済的打撃を受けた地域の極度の貧困層のなかから、鉱山、土木のための労働者を採用した。次の段階は、1942 年初頭の志願採用に代わる「官斡旋」で 1944 年まで続いた。この第二段階では、朝鮮労務協会が日本の企業に送られる朝鮮人労務者の募集、管理、配置を担当した。朝鮮労務協会は朝鮮人によって運営された国営組織で、本部は総督府に設置されていた。最終段階は、1944 年 9 月から戦争終結まで行われた「徴用」で、国民徴用令の適用は軍需産業の労働者から、全産業へと広がった。(Weiner, 1994:196/内藤, 2005:93/松村, 2007:73-93)

これらの労働動員政策は主に男性に影響したが、戦争終結期には、徴用されたほぼ半数が日本の鉱山で働いていた。一方、女子勤労挺身隊令により、日本の工場で働くために、教育のある未婚の少女たちが主に募集された。女子勤労挺身隊の大量動員では、1945 年初頭、朝鮮半島の京畿道（首都ソウルのある州）から 150 名が日本の不二越で働くために出発している。富山県にある不二越は、工作機械を専門にしており、1930 年代には日本の軍需産業の担い手だった。1928 年に創設された不二越は 1933 年の総工員数は 166 人にすぎず、うち 30 名が女性だった。1935 年に不二越 は、運営を拡大、専門化するに十分な成長を遂げ、女性工員のために特別な部門を設けた先駆者だった。不二越はこれら女性工員が製品検査、焼入れ、ネジ切り作業などに著しく精通していることを発見した。戦争中、特に政府の援助を受けながら会社を成長させ、工員数は急激に増加し、また女性のしめる割合も増加していった。1941 年 不二越の工員数 11,523 人のうち 26 %が 女性だった。1945 年には工員数は女性が 31,245 人、全体の 36 % が女性となった。(不二越鋼材株式会社, 1953:194-6/Kim, 2007:93-95)

150 名の朝鮮人女子勤労挺身隊は富山県に到着すると、6 ヶ月の訓練コースに入れられ、内鮮一体の精神、皇国婦人勤労奉仕の精神、また不二越産業精神を教えられた。訓練は、その後「皇国女性」に焦点があてられ、隊員たちに「日常生活」の指導および技術的な作業指導が行われた。(山田他, 2005:165-6) 不二越は、朝鮮人女子勤労挺身隊の仕事は日本人の少女たちと同等で、6 ヶ月かけて学ぶミリング作業をわずか 3 ヶ月で修了した者も多かったと喜びを表現している。しかし、同時に隊の富山到着直後、3 人の逃亡者があっ

たことも報告されている。(不二越鋼材株式会社, 1953:201) 不二越側は、逃亡後まもなく、その挺身隊のメンバーは勤労に戻り、調和して安定したと簡単に指摘しているが、脱走は女子勤労挺身隊の強制的な性質をものがたる。

不二越の朝鮮人女子勤労挺身隊の元隊員たちの証言から、少女たちがどのような形で動員されたかある程度知ることができる。一部メンバーは強制労働および賃金未払いの理由で会社に対し裁判を起こした。(裁判は時効を理由に却下されたが、最終的に2000年に和解に至った。) 歴史学者の山田昭次、樋口雄一、古庄正は、インタビュー、裁判議事録、また1943年2月から1945年3月まで女子勤労挺身隊に動員された37名の朝鮮人女性たちの年齢、出身地域、場所、動員の方法、配属された場所などの詳しい情報をまとめた文献を編纂した。隊員のうち、6名は東京麻糸紡績工場、22名は富山県の不二越で雇用され、8名が三菱重工業名古屋航空機工場、そして一名が鐘淵紡績工場に送られた。隊員の年齢は12歳から16歳までだが、ほとんどが動員時、13歳、14歳および15歳だった。(山田他, 2005:179-80)

山田他の研究によると、少女たちは日本の工場に働きに行く様々な理由を報告している。教師および学校幹部が少女たちの75%を動員しており、残りは官公吏、国民総力朝鮮連盟の役職者および企業社員が動員している。この資料の大多数の女性(84%近く)は甘言もしくは強要で参加を説得された。これらの甘言には、食べ物が豊富にある、勉強が続けられる、賃金がよいなどが含まれていた。一方、強要の例では、彼らが志願しないと家族の他のメンバーが徴兵されると言われた者があった。国民としての義務に訴えた場合もある。この資料の中で、総督府より実際に招集を受け取った少女は2名のみである。(山田他, 2005:149-59) 教師からの報復の恐怖と勉強が続けられるという約束が合わさり、見方によると志願のようにも見えた。しかし、学校教師に少女たちの志願を強制するよう強度の圧力をかけており、少女たちの年齢の若さもあいまって、自由志願もしくは隊員側からの働きかけだったとするのは、単に言葉のアヤにすぎない。

女子勤労挺身隊に動員された少女たちは国民学校で勉強しており日本語を学習していた。朝鮮人女性の92%が日本語が使えず、ほとんどが学校にも通っていないこの時期に教育を受けていた。この事実は、朝鮮人の少女の中でおそらく中流階級出身のマイノリティのみが日系産業の要求通りに隊員になる資格があったということを示している。また、そういった教育の機会のある家庭からの少女・女性のみが日朝の国粋主義者によって支持されている良妻賢母の理想にあった生活を望むことができるということだった。このことが、貧しい家庭出身の女性および少女の多数が異なった種類の動員の対象になり、多くの場合、慰安婦として動員される被害を受けやすくなったわけである。

皇国の政策は、朝鮮では、同化の程度、ならびにジェンダーや階級によってあらかじめ決定された基準に基づいて、日本国家への帰属性を規定した。すなわち、1940年には、皇国民民とは、朝鮮人すべてにとって、日本語を話せるかまた日本語の名前を持てるかを意味した。もちろん、戦争終結期でさえ朝鮮人のほとんどがこの基準をみたしたわけではない。女性にとっては、さらに良妻賢母の理念を教え込むということの意味し、家庭を運営し、また忠実な皇国民民として次世代を育てるためにふさわしい教育が要求された。男性にとっては、1938年以降、労働奉仕の形で、国家と天皇への忠誠を意味した。朝鮮人慰安婦および朝鮮人の帝国軍への徴用を考察することは、われわれにこういった階級やジェ

ンダーの問題がいかに関係を決定するか、またどのタイプの暴力、強制、労働の対象になるかをはっきりと見せてくれる。

結論

総力戦への動員には、それほど新しい勤労募集の戦略があったわけではなかった。しかし、募集のパターンの強化は朝鮮植民地支配の初期の頃から行われていた。国家総動員法が施行されていた1939年から1945年の間におよそ670,000人の朝鮮人が日本で働くために動員された。(山田他, 2005:69-71, 266) この数は、慰安婦として徴用された200,000人から300,000人の朝鮮人女性および日本軍として戦った200,000人の朝鮮人男性を含んでいない。日本の工場の多くの仕事は、労働者に日本人の監督者に管理されるために、日本語を理解することを労働者に要求した。また、皇民化イデオロギーを労働者に十分に浸透させ、日本帝国のすべての臣民が天皇の偉大なる栄光の恩寵のもとで働き、日本人は西洋の帝国主義の圧政的支配からアジアを解放するという主張を(受け入れられなくても)少なくとも理解できることを要求した。こういった教育のない者が軍の運営する売春宿や日本の炭坑内の地下でみじめな状況で仕事をするようになったようだ。

教育は女性イデオロギーの中心でもあり、家庭管理のスキルや皇国に忠実な子供たちを育てるという家庭中心の理想を推奨した。この理想は、1940年初頭の著しい労働力不足のあと、国家の女性労働の動員方法を制限した。朝鮮の保守的な男性知識人によって支持された理想—家庭人としての女性—を推奨したことによって、日本国家は、前述した通り、国家の利益のために一時的に仕事をし、後に家庭的な生活、結婚および家事にもどる、若い、未婚の少女たちを公然と動員することができた。⁵ かくして、日本の工場労働の応募資格があったのは、中流階級の、ある程度教育があり、労働奉仕が終了した後、良妻賢母のゴールを達成できる少女のみだった。これは、しばしば強制的で報酬のない仕事だったが、帝国軍のために慰安婦として徴兵されやすかった多くの貧困で教育のない朝鮮人の少女や女性にはやれない仕事だった。

1940年代には、性労働および産業労働のために徴用された女性や少女について語るときに使われる言葉は、チョンシンデ(注: chongsindae. 韓国語の直訳は「志願勤労隊」。日本語の「挺身隊」にあたる)という一つの言葉にまとめられ、労働の種類に関係なく使われた。この言葉が軍によって徴用された慰安婦を意味するときは婉曲的に使われた。⁶ この婉曲的な言葉は現在も継続して使われており、近年、その使用はさらに増え、韓国のメディアや学術論文で一般に使われるチョンシンデは元従軍慰安婦を意味し、工場動員の経験という意味は消えている。もちろん、韓国語のウィアンブ(注: wianbu. 日本語で「慰安婦」という言葉も婉曲的な表現で、その言葉は、韓国で(日本では使われていないが)

⁵ Janice Kim (2007) は日本の工場労働のため少女挺身隊に徴用された女性は戦後に給料の払われる仕事をし続けることによって、ジェンダーの規範を壊したようであると示唆している。

⁶ 実際、「志願」という言葉も、産業もしくは性労働に適応できるかどうかで婉曲的に使われた。Janice Kim (2007) はもともとチョンシンデという言葉は少女挺身隊令で工場労働に動員された女性のみ意味していたと強調している。

今日でも軍用性労働に従事する女性たちに言及するときに使われている。1950年以降、日本よりもむしろ、駐韓米軍の基地周辺のキャンプ地で米軍関係者を対象にこの労働は行われている。この「慰安婦」という言葉を現代の軍用性労働を意味するために継続的に使用しているが、太平洋戦争の際に日本人によって行われた強制軍用性労働を意味するのに何か別な言葉が必要だ。⁷ こういったチョンシンデの使用は、その言葉と日本および韓国の女性の産業労働と性労働の歴史的関連性および一般大衆によるその後の想像の所産を示唆してくれる。しかし、その言葉は、日本帝国主義者たちの手で朝鮮の人々が犠牲になったということをより露骨に表すかわりに、戦争中の女性の工場徴用の体験を消失させてしまう。

日本国家による女性の産業労働への動員政策を戦時下の労働動員の立場から検証することは、帝国国家に属していたジェンダーに関する概念が動員の可能性を形作ったことを示してくれる。同化および理想的な家庭人女性といったイデオロギーによって総力戦が労働人口の増加を要求しても、国家が多数の女性を工場労働に動員する可能性を抑制したのである。

(翻訳：福島佳子)

参考文献

Barraclough, R. and E. Faison (2009) *Gender and Labour in Korea and Japan: Sexing Class*. London: Routledge.

Brooks, B. J. (1998) "Peopling the Japanese Empire: The Koreans in Manchuria and the Rhetoric of Inclusion," in S. A. Minichiello (ed.) *Competing Japanese Modernities*. Honolulu: University of Hawai'i Press, pp. 25-44.

Chou, W. Y. (1996) "The Kominka Movement in Taiwan and Korea: Comparisons and Interpretations," in P. Duus, R. H. Myers and M. R. Peattie (eds) *The Japanese Wartime Empire, 1931-1945*, Princeton: Princeton University Press, pp. 40-68.

Faison, E. (2007) *Managing Women: Disciplining Labor in Modern Japan*, Berkeley: University of California Press.

不二越鋼材工業株式会社 (1953) 『不二越二十五年』 富山：不二越鋼材工業。

⁷ Hyunah Yang (1998)、Chunghhee Sarah Soh (2009) とともにこれに言及している。

- Fujitani, T. (forthcoming) *Racism under Fire: Koreans as Japanese and Japanese as Americans in WWII* (tentative title).
- Gordon, A. (1985) *The Evolution of Labor Relations in Japan: Heavy Industry, 1853-1955*, Cambridge, MA: Harvard Council on East Asian Studies.
- 樋口雄一 (2005) 「戦時下朝鮮における女性動員」 in 早川紀代 編『植民地と戦争責任』東京：吉川弘文館。
- Kim, J. C. H. (2007) “The Pacific War and Working Women in Late Colonial Korea,” in *Signs* 33, 1: 81-103.
- Kwon, I. (1998) “‘The New Women’ s Movement’ in 1920s Korea: Rethinking the Relationship Between Imperialism and Women,” in *Gender and History* 10 (November 1998) 3: 381-405.
- 松村高夫 (2007) 『日本帝国主義下の植民地労働史 = A labor history of Japan’s imperial colonies』東京：不二出版。
- Meyers, R. (1984) “Japanese Attitudes Towards Colonialism, 1895-1945,” in R. Myers and M. Peattie (eds) *The Japanese Colonial Empire, 1895-1945*, Princeton: Princeton University Press.
- Naitou H. (2005) “Korean Forced Labor in Japan’s Wartime Empire,” in P. H. Kratoska (ed.) *Asian Labor in the Wartime Japanese Empire: Unknown Histories*, Armonk, NY: M. E. Sharpe.
- 中川清編 (1994) 『労働者生活調査資料集成：近代日本の労働者像 1920-1930』第1巻。常備労働者 東京：青史社。
- 小熊英二 (1995) 『単一民族神話の起源：〈日本人〉の自画像の系譜 = The myth of the homogeneous nation』東京：新曜社。
- Sato, B. H. (2003) *The New Japanese Woman: Modernity, Media, and Women in Interwar Japan*, Durham, NC: Duke University Press.
- Silverberg, M. (1991) “The Modern Girl as Militant,” in G. L. Bernstein (ed.) *Recreating Japanese Women*, Berkeley: University of California Press, pp. 239-66.

Smith III, W.D. (1999) "Ethnicity, Class and Gender in the Mines: Korean Workers in Japans Chikuhō Coal Field, 1917-1945," University of Washington, Ph.D. dissertation.

Soh, C.S. (2009) "Military prostitution and women's sexual labour in Japan and Korea," in R. Barraclough and E. Faison (eds) *Gender and Labour in Korea and Japan: Sexing Class*, London: Routledge, pp. 44-59.

United States Strategic Bombing Survey (1947) *The Japanese wartime standard of living and the utilization of manpower*, Washington, D.C.: Manpower, Food and Civilian Supplies Division.

Weiner, M. (1994) *Race and Migration in Imperial Japan*, New York: Routledge.

山田昭次, 古庄正, 樋口雄一(2005)『朝鮮人戦時労働動員』東京:岩波書店。

Yang, H. (1998) "Re-membering the Korean Military Comfort Women: Nationalism, Sexuality, and Silence," in E.H. Kim and C. Choi (eds) *Dangerous Women: Gender and Korean Nationalism*, New York: Routledge.

吉見義明 (1995) 『従軍慰安婦』東京:岩波書店。

Yoo, T. J. (2008) *The Politics of Gender in Colonial Korea: Education, Labor and Health, 1910-1945*, Berkeley: University of California Press.